



2024年7月26日

各位

会社名 株式会社第四北越フィナンシャルグループ  
代表者名 代表取締役社長 殖栗 道郎  
(コード番号：7327 東証プライム)  
問合せ先 経営企画部長 三島 康人  
電話番号 (025) 224 - 7111 (大代表)

## 「株式分割」ならびに株式分割に伴う「定款の一部変更」および 「株主優待制度の変更（拡充）」に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式分割」ならびに株式分割に伴う「定款の一部変更」および「株主優待制度の変更（拡充）」について、下記の通り決議しましたのでお知らせいたします。

なお、本日付で「株主還元方針の見直し」および「配当金予想の修正（増配）」、「自己株式取得」に関するお知らせにつきましても公表しております。

### 記

#### 1. 株式分割の実施

##### (1) 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単価当たりの金額（最低投資金額）を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大ならびに株主数のさらなる増加を図ることを目的としております。

##### (2) 株式分割の概要

###### ① 分割の方法

2024年9月30日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

なお、今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

###### ② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	45,942,978株
今回の株式分割により増加する株式数	45,942,978株
株式分割後の発行済株式総数	91,885,956株
株式分割後の発行可能株式総数	200,000,000株

###### ③ 株式分割の日程

基準日公告日	2024年9月13日（金曜日）
基準日	2024年9月30日（月曜日）
効力発生日	2024年10月1日（火曜日）

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 10 月 1 日（火曜日）をもって、当社定款第 6 条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変更後	現行
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200,000,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000 株</u> とする。

(3) 日程

定款変更取締役会決議日 2024 年 7 月 26 日（金曜日）

定款変更効力発生日 2024 年 10 月 1 日（火曜日）

3. 株式分割に伴う株主優待制度の変更（拡充）

(1) 変更の理由

当社株式への投資魅力を一層高め、より多くの皆さまに長期間当社株式を保有していただくことを目的に、株式分割後の最低投資単位（100 株）における株主優待を新設し、株主優待制度を拡充いたします。

(2) 変更内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変更後		現行	
<u>100 株以上</u> <u>200 株未満</u>	<u>1,000 円相当の</u> <u>新潟県内産品</u>		
<u>200 株以上</u> <u>2,000 株未満</u>	2,500 円相当の カタログギフト	100 株以上 1,000 株未満	2,500 円相当の カタログギフト
<u>2,000 株以上</u>	6,000 円相当の カタログギフト	1,000 株以上	6,000 円相当の カタログギフト

(注) 毎年 3 月 31 日を基準日とし、100 株（1 単元）以上の株式を継続して 1 年以上保有（毎年 3 月 31 日および 9 月 30 日現在の当社株主名簿に同一株主番号で連続して 3 回以上記録）する株主さまを対象とします

(3) 変更時期

2024 年 10 月 1 日（火曜日）

以上

## 株式分割に関するよくあるご質問

株式会社第四北越フィナンシャルグループ

当社は、2024年7月26日開催の取締役会において、2024年10月1日を効力発生日として普通株式を1株につき2株の割合で株式分割することを決議いたしました。(基準日：2024年9月30日)

本件につきまして、株主の皆さまにより深くご理解いただくため、「株式分割に関するよくあるご質問」をご用意いたしました。

### Q1. 株式分割を実施する理由は何ですか？

株式分割を実施し、当社株式の投資単位当たりの金額(最低投資金額)を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大ならびに株主数のさらなる増加を図ることを目的としております。

### Q2. 資産の価値に影響を与えないのですか？

株式分割の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、**株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主さまのお持ちの株式の資産価値は変わりません。**

保有する株式の数は2倍に増加しますが、1株当たりの純資産額は2分の1に減少します。

### Q3. 所有株式数が増加するので、受け取ることができる配当金も増加しますか？

2024年7月26日に年間配当金(予想)の増配を公表いたしました通り、2024年度の配当金予想について、株式分割の効力発生前である第2四半期末(中間)の配当予想を1株当たり80円より10円増配し90円とするとともに、株式分割後の期末配当予想を1株当たり45円(株式分割考慮前では1株当たり10円増配し90円)としております。

株式分割によって保有する株式の数が2倍になることに伴い1株当たりの配当金は2分の1となりますので、増配などの要因を除き、**株式分割によってお受け取りになる配当金の総額は変わりません。**

### Q4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

株主さまが当社やお取引の証券会社に対して、**特段のお手続きをお取りいただく必要はございません**が、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

#### **【单元未満株式の取扱い】**

株式分割後の100株未満の株式は「单元未満株式」となります。单元未満株式と单元株式との間の大きな相違点は、单元未満株式については、取引所市場で売買できないこと、および株主総会での議決権がないことです。单元未満株式についても、引き続き株式を所有し続けることおよび配当金をお受け取りいただくことは可能です。

また、次の制度をご利用いただくことができます。

#### ① 单元未満株式の買増制度(100株への買増)

单元未満株式を所有する株主さまが、1单元(100株)にするために不足する株式を、当社から購入できる制度です。

## ② 単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、株主さまが所有する単元未満株式を買い取ることを当社に対し請求できる制度です。

具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座で株式をご所有の株主さまは、口座をお持ちの証券会社へお問い合わせください。特別口座で株式をご所有の株主さまは、特別口座の口座管理機関である三菱 UFJ 信託銀行株式会社までお問い合わせください。

なお、単元未満株式をご所有でない株主さまは、当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

## Q 5. 株式の売買停止期間はありますか？

**売買停止期間はございません。** ただし、単元未満株式の買取請求停止期間は 2024 年 9 月 25 日（水）から 2024 年 9 月 30 日（月）、買増請求停止期間は 2024 年 9 月 12 日（木）から 2024 年 9 月 30 日（月）となっております。

なお、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の株価・保有株式数でのお取引は 2024 年 9 月 26 日（木）までとなります。2024 年 9 月 27 日（金）から新しい株価・保有株式数でのお取引となります。

## Q 6. 最低投資金額への影響はありますか？

最低投資金額は、理論上 2 分の 1 となります。

（ご参考） 株式分割前の当社株価が 5,000 円である場合の試算

株式分割前の最低投資金額：5,000 円（株価）×100 株（単元株式数）＝500,000 円

株式分割後の最低投資金額：2,500 円（株価）×100 株（単元株式数）＝250,000 円

## Q 7. 所有している株式数と議決権はどのようになりますか？

2024 年 9 月 30 日（月）時点の株主名簿に記載または記録された所有株式数の 2 倍の株式数を 2024 年 10 月 1 日の株主名簿上の株式数といたします。具体的には、株式分割の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数
例 ①	100 株	—	1 個	200 株	—	2 個
例 ②	50 株	50 株	—	100 株	—	1 個
例 ③	160 株	60 株	1 個	320 株	20 株	3 個

- ・ 例①および例②に該当する株主さまは、特段のお手続きをお取りいただく必要はございません。
- ・ 例③に該当する株主さまは、単元未満株式を所有されております。単元未満株式については、そのまま所有いただくことも可能であり、株式数に応じた配当金をお受け取りいただけますが、単元未満株式については株主総会の議決権がありません。また、ご希望により単元未満株の買増制度または買取制度をご利用いただけます。

**Q 8. 株式分割のスケジュールを教えてくださいませんか？**

2024年7月26日（金曜日）	取締役会決議日
2024年9月26日（木曜日）	現在の株価・保有株式数での当社株式売買の最終日
2024年9月30日（月曜日）	株式分割の基準日
2024年10月1日（火曜日）	株式分割の効力発生日
2024年10月下旬	株主さまへ「株式分割手続き完了のお知らせ」を送信

**Q 9. 株主優待制度に変更はあるのでしょうか？**

当社では、株主の皆さまの日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、より多くの皆さまに長期間当社株式を保有していただくことを目的に、毎年3月31日を基準日とし、100株（1単位）以上の株式を継続して1年以上保有（毎年3月31日および9月30日現在の当社株主名簿に、同一株主番号で連続して3回以上記録）する株主さまを対象に、株主優待制度を導入しております。

今回の株式分割に伴い、以下の通り株主優待制度を変更（拡充）いたします。

（下線部分は変更箇所を示しております）

変更後		現行	
<u>100株以上</u> <u>200株未満</u>	<u>1,000円相当の</u> <u>新潟県内産品</u>		
<u>200株以上</u> <u>2,000株未満</u>	2,500円相当の カタログギフト	100株以上 1,000株未満	2,500円相当の カタログギフト
<u>2,000株以上</u>	6,000円相当の カタログギフト	1,000株以上	6,000円相当の カタログギフト

（注） 毎年3月31日を基準日とし、100株（1単位）以上の株式を継続して1年以上保有（毎年3月31日および9月30日現在の当社株主名簿に同一株主番号で連続して3回以上記録）する株主さまを対象とします

**◆株式分割に関するお問い合わせ先◆**

株式分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

<株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関>

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

東京都府中市日鋼町1-1

電話 0120（232）711（通話料無料）

（午前9時から午後5時まで。土・日・祝祭日を除く。）

以上